お知らせ

【事前予告】国道20号(大垂水・相模湖区間) 安全確保のための全面通行止めのご協力について

通行規制区間における連続雨量が通行規制基準値^{*}を超えた場合、安全確保のため全面通行止め(雨量による通行規制^{*})を実施します。

安全な車両通行を確保するため、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

《通行規制区間》

■国道20号 大垂水区間

八王子市南浅川町~相模原市緑区千木良(4.8km) 〈通行規制基準値:連続雨量150mm〉

■国道20号 相模湖区間

相模原市緑区与瀬~相模原市緑区吉野(1.5km) 〈通行規制基準値:連続雨量150mm〉

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。 ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。) で 150mm と定めています。

※雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

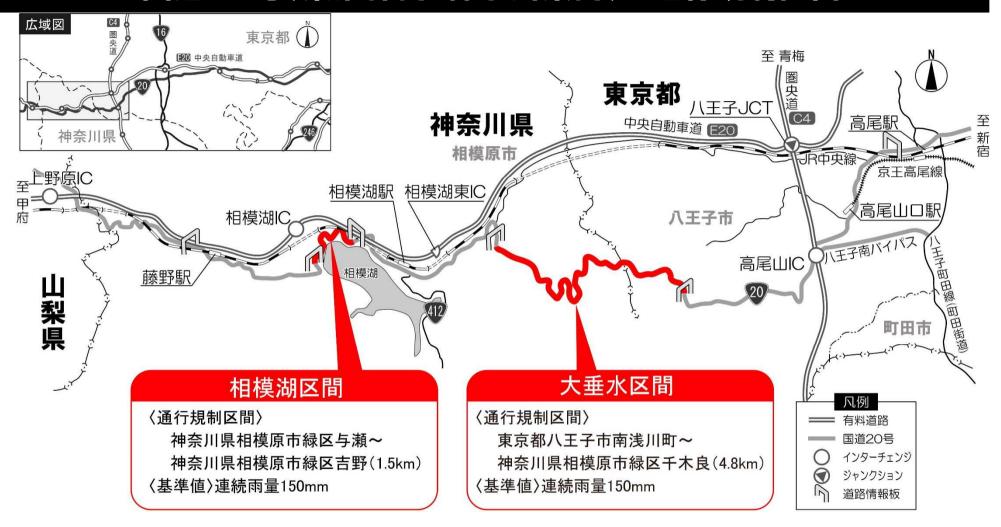
■相武国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認出来ます。

ホームページ : http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/公式ツイッター: https://twitter.com/mlit sobu

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課 TEL 042-643-2001(代)

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



〈基準値〉連続雨量とは…

降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断 (2mm 以下/時間) が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。